

シェアドアクセス方式における残置回線に係る 接続料算定方法の見直しに関する検討の方向性(案)

令和5年6月13日

事務局

- シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法については、論点提示（第65回会合）以降、関係事業者より、残置回線に係る「特殊な状況」は解消しているという観点等から見直しに賛同する意見があった（第66回会合・第67回会合）ものの、NTT東日本・西日本の示した算定方法を見直す場合の接続料の試算及び原則として残置して再利用していくとの考え方（第67回会合）等を踏まえて、
 - (1) 算定方法を見直す場合の接続事業者毎の現用回線・残置回線の状況が異なることによる影響についてどう考えるか
 - (2) 算定方法を見直す場合の残置・撤去に係る判断について、どのように整理すべきか等の点について、継続して検討を行ったところ（第69回会合、第70回会合、第72回会合）。
- (1) に関しては、接続事業者毎の現用回線・残置回線の状況が異なることを踏まえた接続料の算定方法見直しの進め方について、関係事業者の提案等を踏まえて、議論を行った。

構成員意見

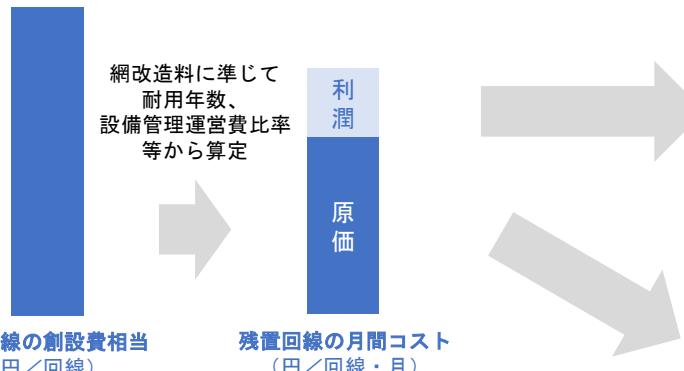
- 各方式に記載された留意事項を総合的に判断するならば、2. ①による段階的な見直しが適当。なお、システム改修については、改修コスト圧縮による負担軽減を図ることが必要。（第72回会合の議題に関する追加意見・閑口構成員）
- 関係事業者の意見を踏まえると、2. ①が適切と思われるが、10億円が必要だとすれば、いくら接続料として回収可能といっても無駄な費用であるようと思われる。2.②・③において既存残置回線の比率を考慮して傾斜をかけるような算定式を使うことが可能なのであれば2.②・③で納得いただいても良いかも知れないが、傾斜をかけることも困難なのであれば、2. ①の方がすっきりするかも知れない。（第72回会合の議題に関する追加意見・酒井構成員）
- 方向性は2. ①で良い。（第72回会合の議題に関する追加意見・相田構成員）
- コストをかけず激変緩和措置で乗り切る方法もあるが、必要なコストと考えられるならば、試算値についてもさらに精査をしていただきたい。（第72回会合の議題に関する追加意見・西村（眞）構成員）
- 過去の残置回線の状況については、残置判断の妥当性や2本引きの問題等について議論したが、十分な情報提供（例えば5年・10年残置された回線の数や地域別の状況等・2本引きの現状等）がなされておらず、改善策の議論が十分にはできていない。したがって、過去の残置回線の非効率性・問題点を内包したまま、その負担を新規事業者に負わせることは公平性において問題であるし、ルール変更により生じる過大な負担額の増加は、新規企業にとって参入障壁となる危険性が高い。
- その意味では、2. ①が妥当な解決策と考えるが、その導入においては、システム改修費による負担増がどれほど低く抑えられるか議論する必要。システム改修費によって、2. ①の実現が難しい場合においては、案2. ②をセコンドベストとして議論することになるが、現状の数値を引き延ばすだけではなく、将来の変化（市場規模変化、競争環境変化等による残置回線の増加・減少トレンド）等を考慮し、何らかのシミュレーションを行うことで予見性を高め、現状より効率的な引込線の構築・活用が促進されることが期待できるうであれば、各社の合意のもと2. ②を採用することが可能かも知れない。
- 2. ①であっても2. ②であっても、そのルール変更により、現行ルール下の状況に比べて少なくとも引込線の活用において効率性が高まり、多くの事業者がそのメリットを享受できる環境が実現でき、競争が促進されることによって、最終的にユーザの利益拡大が期待できる、そのための議論がルール変更の前提として必要。（以上、第72回会合の議題に関する追加意見・佐藤構成員）

- ①接続事業者毎に現用回線・残置回線の状況が異なり、特に新規参入事業者においては既存残置回線の回線数が少ない傾向にあること、
②既存残置回線については、既存の接続事業者が自らの判断で残置してきたものであり、他事業者が受益するものも含めて一定の割合で再利用はされているものの、少なくとも現段階においては、再利用可能性が不透明であることを踏まえれば、案2. ①（既存残置回線のコストは既存残置回線数に応じて負担し、新規残置回線のコストのみ網使用料化）を採用することが適当ではないか。
- 案2. ①を実現するために必要なシステム改修経費については、参考値として10億円という額がNTT東日本・西日本より示されたところであるが、今後、システムの仕様等について整理する中で、その経費についても精査を行い、同社から接続事業者に対してその合理性について十分に説明することが適当ではないか。
- 案2. ①による見直しの時期は、（先般、競争ルールの検証に関するWGにおいて事業者間合意について報告のあった、）接続事業者・光コラボ事業者間の引込線転用スキームの実現時期（NTT東日本・西日本は令和7年2月を想定）と合わせることが適当ではないか。

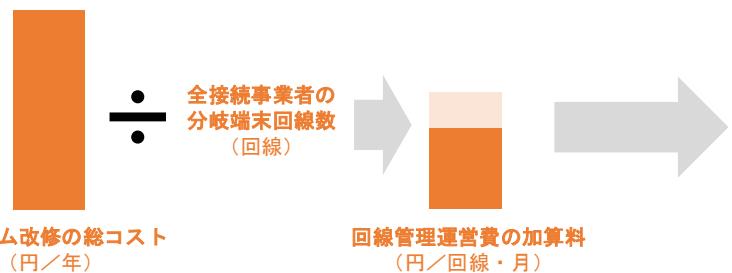
(案2. ①として想定する算定方法)

(1) 網改造料に準じた算定方法で残置回線

1本あたりコストを算定



(2) 残置回線の管理に係るシステムコストを算定



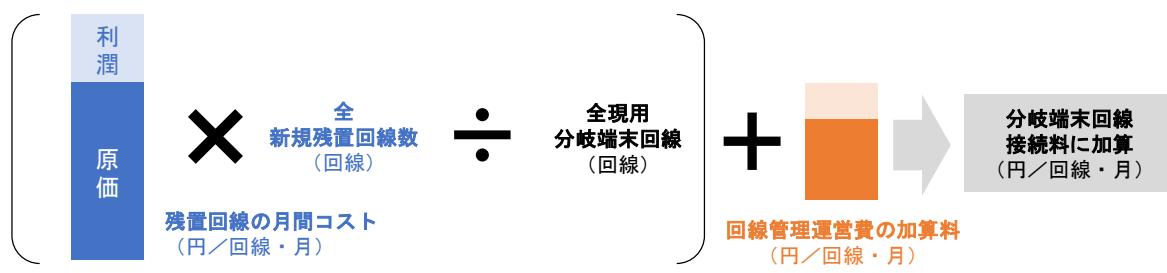
(3) 既存 (※2) 残置回線から維持負担額として回収

※2 算定方法見直しまでに生じた残置回線。再利用・転用等により件数は減少していくと想定。



(4) 新規 (※1) 残置回線分相当のコスト及び残置回線の管理に係るシステムコストは現用分岐端末回線接続料に加算して回収

※1 算定方法見直し後に生じる残置回線。引込線転用が活用されれば増加ペースは現在と比較して落ちると想定。



(2) 残置・撤去に係る判断・運用の在り方

- 算定方法を見直す場合の残置・撤去に係る判断については、第72回会合において、次のとおり整理。
 - ・ 算定方法を見直した後の残置・撤去に係る判断の方針については、接続事業者の合意を得て整理することが望ましいと考えられるが、NTT東日本・西日本と接続事業者間においては、今般のNTT東日本・西日本からの説明の内容も踏まえ、残置回線に係る運用について（引込線転用の実現までに結論を得ることを目途に）具体的な整理を進めていくことが適当。
 - ・ 総務省においては、（今般判明したように、）残置回線の総量が光信号端末回線伝送機能のコスト全体に与える影響が大きいことも踏まえ、今後、残置・再利用の状況について、注視していくことが適当。
- この点、残置回線に係る今後の判断・運用については、その効率性の観点から複数の意見があったところ。

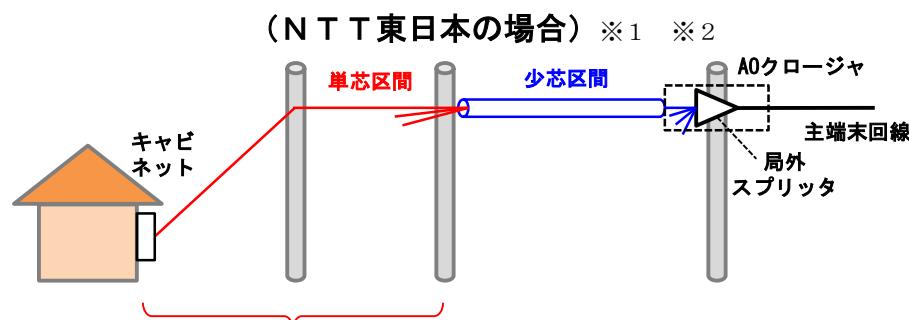
構成員意見

- 現在用いられている引通しの分岐端末回線は、撤去の際に宅内工事が必要であり、撤去コストが高くなっている。使用されていない分岐端末回線は強風・倒木による断線や宅内リフォームの都合などで実際に使用可能な期間は現状での損益分岐点より短いことが想定される。今後、分岐端末回線の形態を工夫し、撤去工事費用を下げることが、残置回線を減らすことに寄与する。（第72回会合の議題に関する追加意見・相田構成員）
- 今後、残置回線の再利用が効率的に行われることが望ましい。現時点での残置回線の把握方法が非常に非効率的なものであるならば、システム改修を行うことで、現場の方々の負担が軽減される可能性もあるのではないか。（第72回会合の議題に関する追加意見・西村（真）構成員）
- システム改修により、残置・再利用、2本引き等のデータが整うことで、ルール変更により期待された効果が生じているかの検証が可能になることを期待したい。（第72回会合の議題に関する追加意見・佐藤構成員）

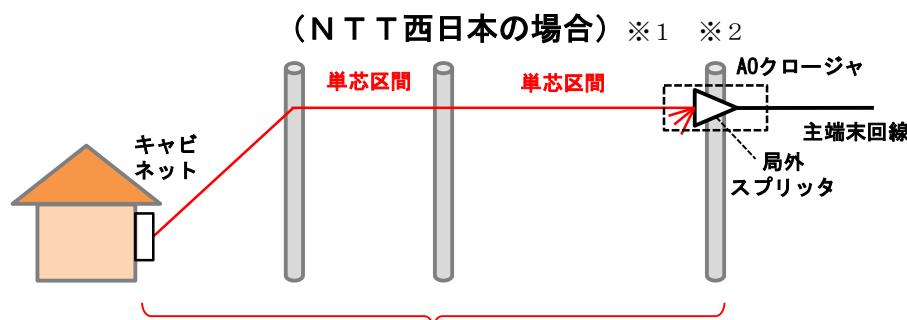
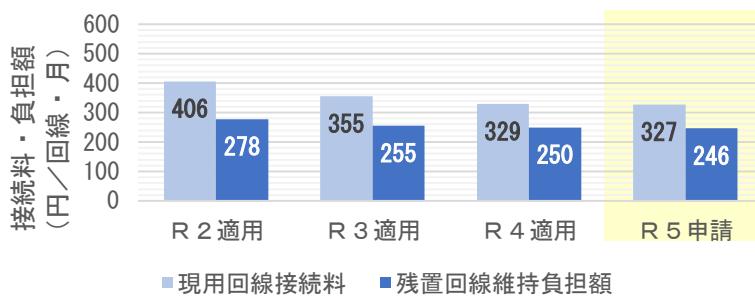
- 
- 残置回線の残置・撤去に係る判断・運用については、案2. ①の実現のためのシステム改修により取得できるようになる情報の活用も含め、効率性の観点を重視して事業者間の整理を進めていくことが適当ではないか。
 - 総務省において残置・再利用の状況について注視していくに当たっては、接続事業者・光コラボ事業者間の引込線転用スキームの運用状況も含めて、残置回線に係るルールが、引込線全体の効率性を阻害していないかなどについて特に確認していき、必要に応じ見直しを検討することが適当ではないか。

(参考)令和5年の接続料の改定における残置回線の維持負担額

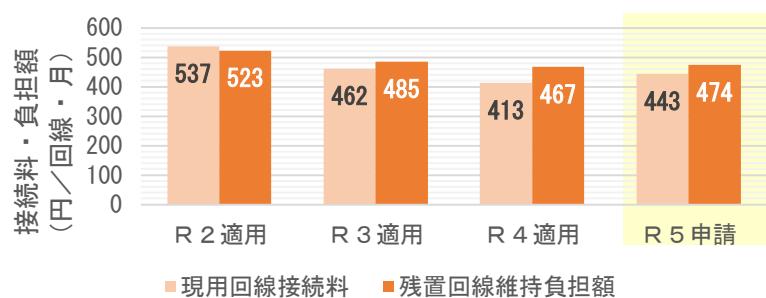
- シェアドアクセス方式の加入光ファイバとの接続において、分岐端末回線の利用を終了した場合、当該分岐端末回線の維持等に係る負担額（残置回線の維持負担額）の請求が開始される。
- これは、「接続事業者の個別の回線設置申込みに応じてNTT東日本及びNTT西日本がその都度工事を実施し、かつ当該接続事業者がその利用者のために専ら使用するものであるといった特殊な状況のものであることを考慮」（平成16年12月21日情報通信審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（シェアドアクセス方式の接続料等の改定）について」）して設定されているものである。
- 残置回線の維持負担額は、分岐端末回線のうち、接続事業者の求めに応じて敷設される部分のコストを原価として算定されるほか、回線管理運営費については、分岐端末回線のものが準用されている。
- なお、残置回線の維持負担額による回収額については、接続会計において加入光ファイバ等の原価から控除されており、令和3年度接続会計では、NTT東日本で171億円、NTT西日本で330億円（いざれも振替網使用料を含む。）が控除されている。



残置回線の維持負担額による回収範囲



残置回線の維持負担額による回収範囲



※1 NTT東日本・西日本で設備の構成が異なる。NTT東日本では、単芯区間（1芯で引き込まれる区間）と少芯区間（複数芯を束ねた区間）により構成されるが、NTT西日本では単芯区間のみ。

※2 分岐端末回線接続料とは異なり調整額を算入していない。また、分岐端末回線接続料では令和3年度実績を用いつつ、耐用年数については見直し後（25年）を用いたが、残置回線維持負担額においては、見直し前の耐用年数（20年）を用いている。

算定方法見直しの進め方について

令和5年5月9日（火）第72回会合
資料72-9より抜粋

5

- NTT東日本・西日本からは、システム開発経費の試算のほか、システム改修を要しない形で、接続事業者毎の現用回線・残置回線の状況が異なることによる影響を踏まえた算定方法の見直しを行う方策の提案があった。
- また、KDDIからも、同様に、システム改修を要さない見直しの方策の提案があった。
※ ただし、NTT東日本・西日本、KDDIいずれも、基本的には残置回線に係るコストを全て分岐端末回線の網使用料として回収することに賛同する立場であることに留意。
- その他これまであった提案も含めてまとめると、算定方法見直しの進め方については次のような案が考えられるのではないか。（以下、算定方法見直しまでに生じる残置回線を「既存残置回線」、見直し後に生じる残置回線を「新規残置回線」という。）

	1. 見直しを行わない	2. 段階的な見直しを行う				3. 見直しを行う
		①新規残置回線からは維持管理費を回収しない	②新規残置回線のコストを平均的に維持管理費から減額する（NTT東日本・西日本提案）	③新規残置回線のコストを維持管理費から減額し、加えて既存残置回線のコストも段階的に減額（KDDI提案）		
案の概要	<ul style="list-style-type: none"> 全残置回線から維持管理費を回収 現用回線の網使用料に影響なし（現在のコスト回収方法を維持） 	<ul style="list-style-type: none"> 既存残置回線からは維持負担額を回収し、新規残置回線からは回収しない 新規残置回線のコストは現用回線の網使用料に加算 	<ul style="list-style-type: none"> 全残置回線から維持管理費を回収 ただし、維持負担額の単価から新規残置回線のコストを減算（全事業者一律） 減算分は現用回線の網使用料に加算 	<ul style="list-style-type: none"> 全残置回線から維持管理費を回収 ただし、維持負担額の単価から新規残置回線のコストを減算するとともに、既存残置回線のコストも5年間で段階的に減算（全事業者一律） 減算分は現用回線の網使用料に加算 	<ul style="list-style-type: none"> 残置回線から維持管理費を回収しない その全額を現用回線から網使用料として回収 	
必要コスト	0	類似事例では、システム改修に10億円（回線管理運営費に係る加算額として回収する場合、現用回線に+5~10円／回線）	0	0	0	0
接続料単価 (単位：円／回線)	東 現用：328 残置：250	東 現用：328→361+5~10（5年後） 既存残置：250	東 現用：328→361（5年後） 残置：250→191（5年後）	東 現用：328→465（5年後） 残置：250→0（5年後）	東 現用：465	残置：-
	西 現用：412 残置：468	西 現用：412→497+5~10（5年後） 既存残置：468	西 現用：412→497（5年後） 残置：468→358（5年後）	西 現用：412→762（5年後） 残置：468→0（5年後）	西 現用：762	残置：-
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 「特殊な状況」が解消したこととの関係が不明確 	<ul style="list-style-type: none"> 網使用料化の対象は新規残置回線のコストのみ 残置・撤去を判断した事業者が維持負担額を支払うという観点で合理的 NTT東日本・西日本におけるシステム改修が必要であり、改修経費は接続料原価として回収される 既存残置回線に係る維持管理費単価は0にならない 	<ul style="list-style-type: none"> 網使用料化の対象は新規残置回線のコストのみ 新規残置回線について、残置・撤去の判断主体とは異なる事業者が維持負担額を支払う 維持管理費単価は0にならない 	<ul style="list-style-type: none"> 網使用料化の対象は全ての残置回線のコスト（5年間で段階的に網使用料化） 新規残置回線については、残置・撤去の判断主体とは異なる事業者が維持負担額を支払うこととなる 5年の経過措置期間後には維持管理費が0円となる 	<ul style="list-style-type: none"> 網使用料化の対象は全ての残置回線のコスト 維持管理費が0円となる 残置回線数の少ない後発事業者の事業への影響が大きい 	

※ 接続料単価については、令和4年度適用接続料が今後も継続すると仮置きした上で、新規残置回線の純増・既存残置回線の純減については年度ごとに5%ずつ増減すると仮定。

- システム改修に要するコスト、費用負担の公平性、競争関係に及ぼす影響等を踏まえ、進め方についてどのように考えるか。